２０２６年１１月２７日
東北電力フロンティア株式会社

# 令和８年１１月２０日からの大雪により
# 被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和８年１１月２０日からの大雪（以下、「本災害」）により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、本災害により、災害救助法が適用された市町村（福島県の１町１村）※1において、被害に遭われたお客さまからお申し出※2があった場合には、下記の特別措置を適用いたします。

なお、今後、本災害による災害救助法の適用市町村が追加された場合には、現時点で適用されている市町村と同様に特別措置を適用いたします。

記

**＜電気料金等の特別措置の内容＞**

**１．電気料金※3の支払期日※4の延伸**

被災されたお客さまの２０２６年１０月分の電気料金の支払期日を１か月間延長いたします。

**２．不使用となった期間の電気料金※3の免除**

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生日から６か月間に限り、電気料金は申し受けません。

**３．工事費負担金等※5の免除**

次のいずれかに該当する場合、工事費負担金等を申し受けません。

（１）被災時から全く電気を使用されずに契約を廃止され、２０２７年５月末までに新たな契約のお申込みを行われた場合（被災前の契約容量等を超えない場合に限ります）

（２）再建等のため、２０２７年５月末までに引込線、計量器等の取付位置の変更のお申込みを行われた場合

**＜電気料金等の特別措置の申込方法＞**

災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

«お問い合わせ窓口»

東北電力フロンティア株式会社 カスタマーセンター

【電話】０５０－３１８９－４０３１

※ 受付時間：月～金（土日祝日を除く）９：００～１７：００

【Web】お問い合わせフォーム： https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new

※ 営業時間外および土日祝日のお問い合わせについては、翌営業日以降にご連絡させていただきます。

なお、当社の光インターネットサービス「東北電力フロンティア光」では、特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて、対象期間の月額基本料金の減免を実施いたします。「東北電力フロンティア光」における内容やお問い合わせ窓口については、以下 URL をご確認ください。

https://www.tohoku-frontier.co.jp/service/hikari/pdf/2502_shien.pdf

※１　災害救助法適用市町村（１１月２７日時点：１町１村）

福島県（１町１村）

耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

※２　本災害にかかる災害救助法の公示日が属する月から６か月後の月の末日までのお申し出といたします。また、災害が発生した日から１年以内で、激甚災害に指定された場合は、激甚災害に指定された日から６か月後の月末の日までのお申し出も受付いたします。（激甚災害に指定された日は、防災庁のホームページでご確認ください）

なお、お客さまから特別措置適用のお申し出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

※３　特別措置の対象となる電気料金プランは、「スマートでんき」、「シンプルｅでんき」、「水のチカラ～あきたｅでんき～」、「水のチカラ～あきたｅでんき plus～」、「水のチカラ～いわてｅでんき～」、「水のチカラ～やまがたｅでんき～」、「シンプルでんきＢ（北海道）」、「シンプルでんきＣ（北海道）」、「シンプルでんきＤ（北海道）」、その他当社が認めたプランといたします。

※４　支払期日は、当社が、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者から検針の結果等を受領した月の翌々月の１５日といたします。

※５　工事費負担金等とは、お客さまからのお申込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくもので、工事費負担金、臨時工事費および諸工料が含まれます。

以　上